平成２９年（フ）第４０９号
相模原市中央区横山１丁目５番17号　ハイツ中山201
債務者　丹　　治彦
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２８９号
熊本市北区清水新地５丁目10番20―306号　アネシス新地306
債務者　林　　盛隆
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６８号
神奈川県川崎市高津区上作延864―１　ジョイファミール宮崎台208
債務者　谷　　友美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１６１号
大阪府高槻市辻子１丁目27番22号、前住所大阪府高槻市大冠町１丁目16番14号の１
債務者　幸地　信人
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７２号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目９番16号
債務者　嶋津　昌仁
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４７号
大阪市北区天満３丁目５番３―307号、前住所大阪市北区天神橋４丁目１番22号　ＲＥＸＩＡ天神橋　401号室
債務者　松田　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５７号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ31―404号
債務者　中尾　昌子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０５号
静岡県磐田市豊岡6160番地２　ファミールＯＴＡ205
債務者　大谷グロリアこと　オオタニ　カワニシ　グロリア　アウロラ
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田501号
債務者　増田亜矢子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３９０号
岡山市北区津高220番地　笹ケ瀬パークレイＡ101
債務者　赤木　康洋
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９５号
岡山市中区関３番地１
債務者　前田　昌男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７０４号
東京都板橋区大山東町24―12―403
債務者　櫛島　真美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７２号
神奈川県鎌倉市津671番地３　ラフィーネ西鎌倉205
債務者　大井　　崇
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９４号
横浜市港北区綱島東４丁目５番13号　パームフラッツ第一201号
債務者　玉田　夏男
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３１１号
横浜市栄区上郷町1032番地　増田荘201
債務者　菊村　　剛
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部